

支付

41.8.3

# 鳥取県公報

昭和四十年五月十五日印刷  
鳥取県公報局  
第3755号

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

41.8.3

一起業者の名称 建設大臣	鳥取県告示第四百九号
事業の種類 天神川改修工事	鳥取県知事 石 破 二 朗
立ち入りろうとする土地の区域 倉吉市大原及び円谷地内	鳥取県知事 石 破 二 朗 在 地 開 設 者
立ち入りろうとする期間 昭和四十一年八月二日から 昭和四十一年十二月三十一日まで	鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県告示第四百十五号	鳥取県告示第四百九号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。	鳥取県告示第四百九号
起業者の名称 建設大臣	鳥取県告示第四百九号
事業の種類 一般国道一八一号線改築工事	鳥取県告示第四百九号
立ち入りろうとする土地の区域 日野郡日野町大字根雨、高尾、金持及び坂井原地内	鳥取県告示第四百九号

鳥取県告示第四百八号	鳥取県知事 石 破 二 朗
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。	鳥取県告示第四百八号
昭和四十一年八月二日	鳥取県告示第四百八号
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地	鳥取県告示第四百八号
昭和四十一年七月九日 遠藤 医院 日野郡江府町江尾一九八六	鳥取県告示第四百八号
昭和四十一年八月二日	鳥取県告示第四百八号
鳥取県告示第四百九号	鳥取県告示第四百九号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。	鳥取県告示第四百九号
昭和四十一年七月一日 太田原医院 気高郡氣高町大字宝木八二 七番地五	鳥取県告示第四百九号
昭和四十一年七月一日 太田原美子	鳥取県告示第四百九号
許 可 に 係 る 海 域	申 請 期 間
最大高潮時ににおける西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の島	昭和四十一年八月 九日から
取 縣 神 合	昭和四十一年八月十五日まで
鳥取県告示第四百十四号	鳥取県告示第四百十四号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。	鳥取県告示第四百十四号
昭和四十一年八月二日	鳥取県告示第四百十四号
鳥取県公安委員会告示第二十九号	鳥取県公安委員会告示第二十九号
道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。	鳥取県公安委員会告示第二十九号
昭和四十一年八月二日	鳥取県公安委員会告示第二十九号
一 聽聞の期日及び場所 昭和四十一年八月十二日 午前九時三十分から 米子市桃町 米子警察署	鳥取県公安委員会告示第二十九号
二 聽聞当事者の住所及び氏名 1 東伯郡北条町大字弓原六一七 浜 本 伸 義 2 東伯郡東伯町大字倉坂二六九 山 本 英 3 東伯郡東伯町大字下市八四八の七 角 陽 一 4 東伯郡東伯町大字浦安二五一 松 本 実 5 西伯郡中山町大字下市四一 浜 本 英 6 西伯郡中山町大字不市四一 新 田 利 之 7 米子市角盤町三丁目一〇五 小 佐 藤 吉 正 8 米子市尾高町一四 中 林 伸 三 9 米子市立町三丁目五〇 田 中 康 榮 10 米子市立町二丁目五〇 田 中 康 榮	鳥取県公安委員会告示第二十九号

